

# 介護保険制度における利用料負担について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。	
0	愛知県	低所得者に対する利用料一部負担の軽減措置につきましては、各保険者の判断により実施することができるとされています。なお、県としても国に対し、障害福祉サービス等から介護保険サービスへ移行する場合には急激な利用者負担増とならないように所要の措置を講ずるよう、要望しているところです。
1	名古屋市	ご承知のとおり、介護保険制度は、介護の問題を社会全体で支え合う仕組みとして創設され、社会保険方式で運営されているところでございます。また、利用料負担につきましては、介護保険法において1割相当額をご負担いただくことが規定されております。従いまして、介護保険制度において、障害者の方々のみに対して、利用料負担を撤廃することは、他の被保険者との均衡を欠くこととなり、現行法制度の中では困難でございます。なお、利用料負担につきましては、低所得者の方々への対策として、高額介護サービス費等、一定の配慮がなされているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。
2	豊橋市	低所得者に対しては、【3】1. (1)③のとおり実施しております。
3	岡崎市	国の動向を見守っていきたいと考えています。
4	一宮市	現行によりたいと考えています。
5	瀬戸市	介護保険は社会全体で支える社会保障制度となっており、介護保険サービスの利用者には介護報酬の1割を利用料として負担いただくことになっております。なお、低所得者の利用料に関する対策として、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費と一定の配慮がされております。また、社会福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減制度を支援するための助成を現在おこなっており、今後も継続に努めてまいりたいと考えております。
6	半田市	利用料負担の撤廃はできませんが、低所得者対策として介護サービス利用料の一部を助成する「介護福祉助成」を市単独で行っており、一定の負担軽減策となっていると考えております。
7	春日井市	障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として定率負担額がない方で、一定の条件に該当する方が訪問介護等を利用する場合に利用者負担額の全額を免除する制度があります。
8	豊川市	障がい者の介護保険制度における利用料の負担及び利用料の減額につきましては、国の規定に基づいて実施してまいります。
9	津島市	国の動向を見守っていきたいと考えております。
10	碧南市	介護保険施行に伴う訪問介護サービス利用者に対する負担軽減制度など、現行の制度での対応を基本としています。
11	刈谷市	障害のある人の介護保険における利用料負担については、国の議論の推移を見守っているところであります。
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	引き続き、国の制度に基づき適用していく予定です。
14	西尾市	現在のところ利用料負担の撤廃は考えておりません。また、障がい者の住民税非課税世帯からの利用料徴収についても、他の利用者と同様に負担いただくものと考えております。
15	蒲郡市	確かにお聞きいたしました。
16	犬山市	介護保険制度は国民全体で支え合うことを基本理念にしています。その主旨に基づき、障害者の方についても利用料の負担をお願いしています。
17	常滑市	介護保険法のとおりとし、市町村単独実施は考えていません。介護保険制度では住民税非課税世帯に対して高額介護サービス費制度があり利用料は軽減されています。

	市町村名	障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。
18	江南市	介護保険制度では、利用者負担の軽減は行っておりませんので、障がい者の住民税非課税世帯に限定しての利用料撤廃は、困難と考えております。
19	小牧市	国の制度でありますので、本市独自の施策については考えておりません。
20	稲沢市	現在、障がい者のかたにも利用料を負担いただいておりますが、住民税非課税世帯であっても、利用料負担撤廃は考えておりません。
21	新城市	市独自の減免制度は実施していません。
22	東海市	知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。 保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。
23	大府市	知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。 保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。
24	知多市	知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。 保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。
25	知立市	障がい者が、介護保険制度を利用したことにより負担している利用料への支援制度を設ける予定はありません。 【長寿介護課】要介護者(要介護1以上)すべての方が身体障がい者と同等と考えています。障がい者手帳の交付を受けているかどうかで区別することは考えていません。 市単独の事業「利用者負担額軽減制度」の中で、該当する要介護認定者の利用料の軽減を実施しています。
26	尾張旭市	市民税非課税世帯の低所得者への利用料減免については、高額介護サービス費の支給により自己負担額の上限額が低く抑えられており、また介護施設に入所した場合の食事代や居住費も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは今のところございません。
27	高浜市	関係法令遵守に基づき、独自施策は考えておりません。
28	岩倉市	国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。
29	豊明市	本市では、住民税非課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さらに利用料まで軽減を行うと課税世帯により大きな負担を課すことになり、現状では利用料の軽減はむずかしい状況です。
30	日進市	介護保険の利用者負担については、1割の原則がありますので、この原則にのっとり費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が抑えられておりますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定はありません。
31	田原市	利用者負担については、サービスを利用するものとししないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。
32	愛西市	介護保険制度は国基準により利用料徴収を行っております。市が独自に軽減措置等を行うことは考えておりません。
33	清須市	現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。
34	北名古屋	国の施策どおり行います。
35	弥富市	障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。
36	みよし市	※文書回答なし

	市町村名	障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。
37	あま市	介護保険サービスのうち訪問介護(ホームヘルパー)について、障害者自立支援法にて利用者負担がゼロの方においては、介護保険においても自己負担額を助成する制度があります。(あま市訪問介護等利用者負担額の減額に関する要綱)
38	長久手市	現行どおりとします。
39	東郷町	障がい者であっても介護保険制度を利用される場合は、原則1割負担となります。また、非課税世帯については、収入等に応じて負担限度額による減額や高額介護サービス費が支給されるので利用料の撤廃は考えておりません。
40	豊山町	障害者自立支援法に基づき実施します。
41	大口町	※回答なし
42	扶桑町	介護保険制度上は障害者の利用料負担の軽減措置はないので、今後機会をとらえ国へ要望等していきたいと考えます。
43	大治町	今のところ、町独自で利用料負担の撤廃等行う考えはありません。
44	蟹江町	現行どおりとします。
45	飛島村	保険料減免の3原則に従う。
46	阿久比町	国の基準で負担をお願いします。
47	東浦町	知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。
48	南知多町	国の制度に準じております。独自の制度は予定しておりません。
49	美浜町	現時点では考えていない。
50	武豊町	現行制度で実施します。
51	幸田町	法律・制度として、65歳を超えると介護保険の適用が優先することになります。サービス提供内容について、若干、障害者の方が異なるものもありますが、原則、要援護高齢者と障害者の制度適用は同じとなります。なお、介護保険適用者において、町としては障害者を特定する独自の免除、軽減制度等の導入は、現在のところ考えていません。
52	設楽町	財政上の事情もあり、町独自の対応は難しい状況ですが、今後、検討します。
53	東栄町	独自の施策では、財源的な事情で困難と思われます。
54	豊根村	現在は考えていません。